

はじめに

山梨大学の大隅です。私の専門は文献による日本古代史ですので、本日は、古代の文献から見た富士山ですとか、特に今回のテーマでありますところの貞観の噴火についてお話をさせていただきたいと思います。

お手元の資料の説明から入ります。表紙をめくっていただきまして、最初に、本日お話しします要点がレジユメの形でまとめてあります。そのなかで、【 】で示したのは、『山梨県史』の資料編3〔原始・古代3〕における資料番号です。この本は、山梨県の古代史にかかわる主な史料をほぼ全て集成しております。今日お話しする貞観の噴火および古代における富士山にかかわる史料は、基本的にすべてこの本に収められておりますので、もとの史料に立ち返ってお調べいただけるように、その資料番号を付しておいた次第です。

横書きのものが6ページまででして、7・8ページには図を掲げました。まず①の地図ですが、これは古代の甲斐国と外部との交通、より具体的には交通路の話にかかわります。今日の報告では、富士山の噴火が、甲斐の交通にどのような影響を及ぼしたかという話題が頻繁に出てくるものですから、古代の東海道の路線図を用意しました。特に平安時代の初め、延暦の噴火のときに、富士山の噴火の影響で、東海道の足柄路あしがらみちというのが一年間廃止になり、管荷途はこねみちになる。足柄路と管荷途、それから東海道から甲斐に至る甲斐路―御坂路を通して甲斐に至るわけですが―、その辺りをすべて書いてある図がないかと思って、あれやこれや探したのですが、なかなか見つかりません。平凡社から出ています『地図でみる東日本の古代』という本の索引図がいちばんよかったものだから―索引図ですから余計な枠や数字が載っていますが―、まずこれを最初に掲載しました。次いで②です。富士山を災害という観点から見ますと、その中心は溶岩災害になります。これは、本日の発表会全体の主題とも大きくかかわるわけですが、富士山から溶岩が流れてきて、地域にどのような影響が及んだかという話です。歴史的に確認される

噴火において、溶岩がどのように流れたかという図が必要だろうと考えまして、同じ本から引用させていただきました。90度倒れていますし、もともとカラーだったものをモノクロにしましたので、見にくくなってしまった点をお許しください。また本日は資料集とは別に、「富士火山地質図」と題した色刷の地図が配布されておりますので、そちらもご覧になりながらお話を聞いていただければと思います。それから③の地図は、富士河口湖町の鯉ノ水遺跡という遺跡の調査報告書から引用しました。河口湖の東岸部の状況についてお話する必要がございまして、用意させていただいたものです。それから9ページおよび10ページは、先ほど紹介させていただきました『山梨県史』の資料編からの引用です。資料番号に綱文^{こうぶん}という現代文による要約が続き、そのあとに史料の原文を掲げています。貞観の噴火にかかわる史料は、基本的にすべて『日本三代実録』の記事であるわけですが、ここにはその大部分を抜き出してまいりました。

先ほども申し上げましたが、富士山の噴火にかかわる古代の史料—ただし学問的に信頼のおける史料に限ります—につきましては、すべて『山梨県史』の資料編に掲載されています。今回私も、改めて甲斐—山梨県—の噴火関係の史料を見直してまいりました。それで感じましたのは、やはり噴火という自然現象を扱う場合には、文献を読むだけではわからないところがあるということです。具体的に申しますと、例えば溶岩や火山灰が、どの範囲にどの程度及んだのか。火山灰ですと、どの程度のものが、どのような形で降ったのか。溶岩なら、どの辺りまで、どのくらいの厚みのあるものが流れてきたのか、などという被害の程度というものが、自然科学的に、あるいは考古学的にどの程度と推定されるかによって、文献の読み方も変わってきます。文献というのは人間の言葉でありますので、場合によっては尾ひれがついて大げさになることがありますし、逆に、現地では大きな被害が出ていても、古代の文献と申しますのは基本的に中央政府が残したものですから、中央政府がその事象にあまり関心をもっていなければ、さほどの記録が残らないということになってしまう。また、今日お話しすることとも関わるのですが、人間というものはウソをつきますので、場合によってはありもしないことを書くこともあります。そういった点で、より客観的な、自然科学とか考古学の知見と突き合わせることで、文献の「読み」というものも変わってくるのです。私は自然科学や考古学

は専門外で素人なものですから、今回こうした場にお呼びいただいた機会に、他の先生方の報告を伺いまして、勉強して帰りたいと考えております。

では、そろそろ本題にまいりたいと思います。レジュメの順にしたがって進めてまいります。いきなり貞観の噴火のお話しをしてもよろしいわけですが、せっかくですので、古代の文献に見える富士山について、噴火を中心にしながらも、そもそも富士山というものがどういう形で文献に見えるか、という話から入っていきます。

最初は『万葉集』です。その巻三に収められている高橋虫麻呂という人の有名な長歌を引いておきました。虫麻呂という人は、だいたい奈良時代の中頃、天平時代に活躍した万葉歌人です。長歌ですから、実際長いわけですが、「富士の山を詠む歌」という富士山を題材にした歌が収められています。『県史』の文学編にも、1996 番として、その全文が採録されています。ここから、今日の話にかかわるところをちょっと抜かせていただきました。

まず書き出しです。「なまよみの 甲斐の国 うち寄する 駿河の国と」とあります。「なまよみ」というのは一実は、事例としてはこの一つしかないのですが、「甲斐国」という言葉の枕詞であると言われております。富士山の歌ですから、この山が甲斐と駿河にまたがる、両方にかかわる山であるということが、その書き出しからわかります。それから、「燃ゆる火を 雪もち消ち 降る雪を 火もち消ちつつ」という表現がありまして、これは噴火活動にかかわる記述ということになります。古代におきましては、富士山は頂上の火口から常に煙が上っているわけでした。「不死」を意味するという『竹取物語』の有名な記述もありますけれども、「ここに噴火活動の記述がある。富士山の噴火について記したいちばん古い文献が、この『万葉集』の歌ということになります。それから、「石花海と 名付けてあるも その山の 堤める海ぞ」という表現もあります。この「石花海」と申しますのは、精進湖や西湖のもとになった湖でした。古代の他の文献には、「剡の海」という表記が出てまいります。剡の海に関する記述としましても、最古のものということになります。ただ、歌全体の結びには、「駿河なる 富士の高嶺は 見れど飽かぬかも」とありまして、虫麻呂は、富士山というのは駿河の山であるという認識をもっていたということがわかります。これは、富士山がどの国の山かと

いう問題ともかかわるわけですが、基本的には、古代の人は、富士山は駿河の山だと考えていたようです。実は、本日お話しする貞観の噴火を一つの契機として、甲斐国が富士山に対して積極的にかかわるようになったのではないかと考えられるわけですが、その辺りについては、また後ほど改めてお話しさせていただきたいと思います。

ところで、この長歌を詠んだ高橋虫麻呂とはどのような人だったのでしょうか。古代の律令国家が諸国に編纂させた風土記という地誌の一つに、『常陸国風土記』という文献が伝わっています。常陸国ですから、今の茨城県ですね。虫麻呂は、その『風土記』の編纂メンバーの一人だったと考えられており、国司の一員として常陸国に赴任したこともあったようです。その上司にあたる常陸守は藤原^{ふじわらのうまかい}宇合でした。宇合の指示のもとに、養老年間（717～724）－奈良時代の初めですね－に、『常陸国風土記』を編纂したといわれています。なぜこんなことを申し上げたかといいますと、この『常陸国風土記』に「富士の岳」という言葉が出てくるのです。「筑波の岳」＝筑波山と富士山の山比べの話が載っています。『常陸国風土記』の成立は『万葉集』よりも古いので、これが確実な文献に見える富士山＝「富士の岳」の初見になります。したがって、奈良時代における富士山に関する記述、これが二つあるわけですが、高橋虫麻呂という人は、そのどちらにも関わっているということになるわけです。

先ほども触れましたが、虫麻呂は実際に常陸に赴任したようです。常陸国というのは東海道に属しますから、当時の都である平城京から常陸へ赴くとしますと、東海道を下って行く。つまり、駿河国を通ることになります。そこから足柄坂を越え相模を経由して常陸に向かったはずでありまして、その手前の駿河で富士山を見ているわけです。そうしますと、この歌というのは、都にあって人づてに聞いた想像で詠んだというのではなくて、実際に駿河から富士山を眺めた経験をもとにして詠んだのではないかと。煙が上がっているのを、虫麻呂は見たのだらうと思うわけです。ただ、剡の海はどうでしょう。たぶん、見ていないのでしょうか。虫麻呂が甲斐に赴いたという記録はありませんので、剡の海については伝聞に基づくものだらうと思われま。いずれにしても、虫麻呂は東海道から富士山を眺め、この有名な『万葉集』に載る歌を作ったと言ってよろしい

かと思えます。

以上、前置きが長くなりました。古代の律令国家は、約 200 年にわたって、『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三代実録』という六つの歴史書を編纂したわけですが、以下では、その六国史に見える富士山の噴火関係の記事を紹介しながら、そのなかでの貞観の噴火というものの特色を考えてみたいと思えます。

1 天応の噴火

最初に「天応の噴火」というのがあります。あまり聞き慣れないかと思えますが、桓武天皇—平安遷都を行った天皇ですが、治世の最初の一年間だけ使った年号が「天応」です。翌年すぐに「延暦」と改められています。こちらは有名ですので、皆さんご承知かと思えますが、この「延暦」の前に一年間だけ使われていた年号が「天応」です。この天応年間のこととして、『続日本紀』という奈良時代のことを記録した歴史書に、富士山の記述があります。天応元年（781）7月癸亥（7日）条に、駿河国から、富士山の下に灰が降って、灰の及んだ地では木の葉が萎びたという報告があったという記録が出てきます。これが、六国史に見える富士山噴火に関する初めての記述ということになります。火山灰によって木の葉が枯れるという被害が出たという報告です。

2 延暦の噴火

このほぼ 20 年後に、いわゆる「延暦の噴火」が記録されています。こちらは、比較的まとまった記録です。『日本紀略』延暦 19 年（800）6月癸酉（6日）条に、駿河国が噴火を報告したと出てきます。古代において、富士山は基本的に駿河国の管轄でありましたので、異変があったときには駿河から報告がなされています。これに先立つ3月14日から4月18日にかけて、富士山で噴火があったという報告が、6月になって都へもたらされたわけです。報告によりますと、噴煙によって昼も暗くなって、夜は噴火の光が天を照らすようであったといえます。音は雷のようで、灰が雨のように降り、山下の川の水は紅くれないいろ色になったと続きます。

このように、延暦 19 年の 3 月から 4 月にかけて、1 か月にわたる非常に激しい噴火があったという報告がまずあった。ただこの時の噴火は、どうやらこの年だけでは収まらなかったようでして、翌々年の延暦 21 年（802）正月の 8 日に、今度は駿河だけではなくて、東隣の相模からも報告がありました。やはり、駿河国の富士山の噴火という形でなされております。この時も、昼夜問わずに活動したとあります。「焔療^{けんりょう}」というのは、非常に赤々と焼けるという意味です。噴火の炎とか溶岩などが光ったということでしょう。その次に見える「砂礫^{されき}」というのは、火山灰だと思えます。その砂礫が霰^{あられ}のように、つまり雨霰のように降ったという。非常に激しい噴火だったのだと思えます。延暦 21 年正月の報告ですので、噴火自体はおそらくこの前年の冬には起こっていたでしょう。これまでの例からもわかるように、当時の報告は若干遅れるのが普通です。延暦 20 年（801）の後半に非常に激しい噴火があつて、その報告が 21 年の正月になって都にもたらされたのだと考えられます。史料の以下にあるのは、中央政府の対応でしょう。「卜筮^{ぼくぜい}」とありますが、これは神祇官^{じんぎかん}といって、都で神祇祭祀を掌る役所のなかに卜部^{うらべ}という占いをを行う役職がありまして、その神祇官の卜部に対して、これはいったい何の兆しなのだということを、占わせたのだと思えます。そうしましたところ、これは「干疫^{かんえき}」—早魃^{かんぼつ}と疫病—の兆しであると出た。神様が怒っていて、早魃と疫病を引き起こす可能性がある、そのような占いが示されたわけですから、両国—駿河と相模—に、神様に「鎮謝^{ちんしゃ}」、つまり謝ったうえで、両国の僧侶—国分寺あたりの僧と思われまして—に対して読経を命じたというのですね。神様、仏様の両方に対してお祭りをさせたということになります。

この時の噴火については、文学史料にも出てきます。9 世紀後半の貞観年間（859～877）を中心に活躍した都良香^{みやこのよしか}という文人がいるのですが、この人が「富士山記」という、富士山を讃える漢文の文学作品を遺しています。このなかには、富士山にまつわるいろいろなことが書かれていますが、「山の東の脚^{もと}の下に小山あり」とあり、それから「土俗^{くにひと}」つまり土地の人々は、それを「新山」と呼んだと続きます。その場所は「本は平地なりき」というように、もとは平らな場所だったというのです。延暦 21 年の 3 月に、とありますから、先ほど見た『日本紀略』に見えるのと同じ噴火のことを述べてい

ることがわかります。ここでも、正月に都にあった報告にしたがって読経などをさせたのだけでも、これが収まらなかったとある。それで、この3月には「雲霧晦冥」、つまり雲や霧、火山灰などで昼なお暗いといった、辺りが見えないような状態になっていて、十日余りのうちに、平地だったところが山になったというのです。こういうことは、今でもありうるわけですね。北海道の洞爺湖のほとりの昭和山なんていうのがそうです。これは半年くらいかかってできたそうですが、とにかく、十日余りのうちに平地が山になったというわけですね。「蓋し神の造れるならむ」とあります。こうした記述が「富士山記」にありますので、かなり大規模な噴火、火山活動であっただろうと考えられます。この「新山」が今のどのあたりなのか、ちょっと調べてみたのですが、どうもわかりませんで、地質学の方面から、何かわかっているようでしたら後ほど教えていただきたいところです。とにかく、こうした記述が文学作品にも出てくるわけです。どの国の領域であったかは書かれていないわけですが、かなり激しい活動だったということはわかります。

噴火が容易に収まらなかったことについては、『日本紀略』延暦 21 年 5 月 甲戌 (19 日) 条にも、富士の焼けた碎石が道を塞いだと書かれています。現代では噴石と言うのでしょうか、非常に焼けて熱せられた石が降ってきて、それが道に降ってこれを塞いだというのですね。それで、相模国足柄路を廃して管荷途を開くことにしたと記述されています。ここで、先ほどお話しさせていただいた①の地図を見ていただきたいのですが、索引番号の 52→55→54→56 と通っておりますのが、東海道の本線ですね。現在では、東海道新幹線が通っています。また、江戸時代の東海道は、箱根を通ります。箱根の関所跡は観光地にもなっています。箱根山の南側を通りまして、芦ノ湖の南を相模に抜けています。ですが、古代の東海道は、実は箱根山を北に迂回しまして、56 から 58 へと、足柄峠を通過して相模へ下りていくというルートでした。これが足柄路です。ここでもう一度、史料にお戻りください。この記述によりますと、足柄路に富士山から石が降ってきて、それで通行が非常に危険になったので、これを廃止して、東海道を南回りの管荷途とした。①の地図でおわかりいただけると思いますが—この地図は近世の箱根路を基準に作成しているようすが—、こちらに道を迂回させたというわけです。足柄路の被

害がどの程度のものであったかという問題ともかかわってくるのですが、少なくとも文献によりますと、危険になった足柄路を閉鎖して、芦ノ湖の南を通る管荷途の方に道を変更したということになります。延暦 21 年のことです。

ただ、この措置は比較的短期間でありまして、一年間だけのものでした。次の史料の『日本紀略』延暦 22 年 (803) 5 月丁巳 (8 日) 条には「22 年 5 月ですから、ちょうど一年後です」、相模国の管荷路を廃し、足柄の旧路に復すると出てきます。一年後にはまた足柄路に戻っているということになります。一年間で済むというのは、いったいどの程度の被害だったのか。被害をどの程度に見積ればよいだろうか、という問題が生じてまいります。このあたりが、文献を読むだけでは、たいへん歯がゆく感じられるところでありまして、自然科学的に、この延暦の噴火が、どの地域にどの程度の被害を及ぼしたかということがわかれば、この文献の読みも、より正確に定まってくるわけです。実際、延暦の噴火が、東海道の足柄路に対して、どの程度、どういった影響を及ぼしたのか。一年で元に戻っているわけですから、いったいどの程度の被害だったのか。もっと申しますと、溶岩流が東に向かって流れているわけですが、延暦の噴火で想定できる溶岩流というのが、どの程度古代の交通路に影響しているのか。そういったことが現在どの程度までわかっているのか、文献を研究している私などからしますと、たいへん知りたいところでありまして。

それからもう一つ、甲斐にかかわって申しますと、東海道の甲斐路一御坂峠を越えますので御坂路とも呼ばれるわけですが一は、この足柄路から分岐しています。現在の御殿場市あたりに横走よこはしりのえき駅という古代の駅がありまして、その付近で分岐して籠坂峠、さらには御坂峠を越えて甲斐の国中くになかに至ります。そうしますと、たとえ一年間なのですが、足柄路が閉鎖されて、甲斐国からは、いったいどうやって都へ行ったのだろうか、ということになります。甲斐国は東海道の属国ですから、足柄路が全く通行止めということになりますと、仮に横走まで行ったとしましても、その先に進むことはできません。もっとも、この通行止めというのがどの程度のものであったのか。今の高速道路の通行止めのように、一切の通行ができないということなのか、それとも、たとえば沿線上の駅だけが停止したということなのか。多少の危険を顧みないのであれば、通れるよう

な状態であったのか、あるいはバリケードのようなものが設けられ、全く通れない状態になっていたのかなど、いろいろと想定できる。そうした想定によって状況も異なってきます。仮に全く通れないということになりますと、一年間、都との行き来が途絶されたとは考えられませんから、その場合、一つ考えられますのは、東山道を使った可能性です。この一年間は、信濃の諏訪の方へ抜けて、東山道ルートで都へ向かっていたと。その辺をどういうふうに見積もるか。噴火の問題と、交通の問題というのが、常にかかわってくるわけですが、その一つの事例として、まず延暦の噴火があるということになります。

3 貞観の噴火と溶岩災害

それでは、いよいよ貞観の噴火に移ります。貞観6年から翌7年—西暦では864年から865年—にかけて起こった噴火活動です。今日の本題ですので、レジュメの最後の方には、史料の原文も載せておきました。要点はレジュメにまとめてありますので、基本的にはレジュメの方を参照していただく形で進めたいと思います。

ちなみに、この貞観の噴火と申しますのは、2011年の東日本大震災のときにも話題にのぼりました。貞観の噴火のときは、その5年後、貞観11年(869)の5月に、陸奥国で大地震が起こっています。大地震とものすごい津波がありまして、これが地学的に申しますと、2011年の東日本大震災と、ほぼ重なるといいますか、そっくりな地震だというのですね。このように、貞観の噴火は東北の大地震とセットになっていたのも、東日本大震災が起こったときにも、次は富士山が噴火するのではないかとあって、いろいろと話題になったわけです。そういういわくつきの噴火です。5年なんて申しますのは、地学的に言えば一瞬みたいなものですから、前後が逆になる場合もあるでしょうし、ひょっとしたら、平成ではないでしょうが、次の元号になってすぐにあるかもしれない。そんな身近な問題でもあるわけです。

その貞観の噴火ですけれども、これも最初の報告は甲斐からではなくて、駿河からです。史料の原文を掲げておきました。史料の④ですね。レジュメに現代語訳を用意しましたので、そちらで進めます。この駿河国からの報告によりますと、富士郡に所在して

いる「正三位浅間大神」が噴火した。富士山というのは、神様なのですね。山全体がご神体で、平安時代になりますと神様に位を授けるのですけれども、この正三位というのは、相当に高い位です。その「正三位浅間大神」は所在が駿河国富士郡でして、つまりお宮が富士郡にあって、そこでお祀りをしている。その「富士郡正三位浅間大神」が噴火したという報告が、駿河国からあった。第一報が駿河国から5月にもたらされた、というのです。

内容を見ますと、山の1～2里四方が焼けて、光炎が20丈に及んだとあります。丈とか尺とかいった表記が使われています。どういうことなのか、よくわからないのですが、これらは遠くのものの高さをいうときの表記のようです。実際には何百メートルとかいう噴煙の高さだったと思うのですが、これを20丈ほどであったと記しています。そして大きな「声」がしたという。富士山は神様ですから、これを擬人化して「声」と表現しているわけです。富士山が怒っている。その声は雷のようで、大きい地震が三回あった。10日を経ても火は消えず、岩を焦がし、嶺は崩れ、沙石が雨のように降ったといえます。煙雲が立ち籠め、人が近づくことができない、そんな状態であったと続きます。大山の西北に本栖という水海があって—これは本栖湖の初見だと思えます—、焼けた溶岩が流れて、海中を埋めたといえます。遠さは30里とありますから約20キロメートル。広さは3～4里、つまり2～3キロ。高さは2～3丈、約6～9メートルあったといえます。火焰は、ついには甲斐国の堺にまで及んだ、とも言っています。

なお、この史料に見える「甲斐国の堺」について、『山梨県史』の綱文では、「甲斐と駿河の国堺」としています。この表現はちょっと微妙でして、やや問題ではないかと私は思います。古代の国と国の境といえますのは、今の県境のように、ピンと明確に引けるようなものではありません。たとえば、街道沿いの峠や河川などのピンポイントの場合には、ここまでがAの国、ここからはBの国というような区切りがあるのですが、今の県境のように、山野を含めて地図の上に線で示せる国堺というものはありません。ですから、この場合の「堺」というのは「境界」ではなく「領域」の意味で—「堺」は「界」の別字で、「世界」「政界」などの語のように、境界の中という意味もあります—、駿河国の側から見て、甲斐国が管轄している領域にまで溶岩が流れていったということなのだ

ろうと思います。この史料そのものは「甲斐国の堺」と読むべきで、史料に見えない「駿河」の語を勝手に補って、「甲斐と駿河の堺」と読むのは牽強附会でしょう。かりに境界としての「国堺」があったということになりますと、誰も住んでいない富士山の裾野のどこかに甲斐国と駿河国との境界線が引かれていたという話になってしまいまして、そういうことを前提に議論をなさる方もいらっしゃるのですけれども、私はそのように考える必要はなくて、駿河国の所管である富士山から出た溶岩が、甲斐国の人々が生活している領域にまで流れ込んだと、そう解釈すればよいのではないかと考えます。ともかく、そうした第一報が、5月に駿河国から都にもたらされたわけです。

それで、甲斐の領域にまで溶岩が及んだというのですから、甲斐国ではどうしていたのかということになるわけです。これにつきましては、同じ『日本三代実録』の貞観6年7月17日条で、今度は甲斐国が報告を行っています。ただ甲斐国も、富士山については「駿河国富士大山」とありますので、駿河国のものと言っております。これは注目すべきことだと思います。その大山に「暴火」があった。その噴火の様子ですが、岡や岩を焼き砕いて、草木を焦がした。そして「土^{どしやくせき}鑠石」が流れたといひます。「鑠^{しゃく}」というのは、金属が溶けてどろどろになる状態をいひますから、これは溶岩ですね。岩や石が溶けて真っ赤になって、その真っ赤な溶岩が流れ込んで、八代郡の本栖・剗の両水海を埋めた。冒頭で申し上げましたように、剗の海というのは、精進湖と西湖のもとになった水海だと考えられているのですが、ここでは、本栖湖だとか、剗の海というのが、八代郡だと言っています。近世の段階では、富士山の北麓のうち、河口湖周辺は都留郡に属し、西湖から西は八代郡でした。明治の中頃に西湖が南都留郡に編入され、さらに平成の大合併で精進・本栖も南都留郡に属する富士河口湖町に含まれることになるわけですが、古代においては、これらの地域は、近世と同じように八代郡であったことがわかります。またこの史料では、後で河口湖のことも出てきますので、古代においては、現在の本栖湖から河口湖周辺までは八代郡であった可能性があります。甲斐国の管下にあるこの地域に溶岩が流れてきたので、甲斐国から報告があったというわけです。富士山から真っ赤な溶岩が流れてきて、八代郡の本栖ならびに剗の両水海を埋めた。水は熱せられて湯のようになり、魚や亀はみな死んで、百姓^{ひやくせい}の居宅は海と共に埋もれて

しまった。溶岩に埋もれてしまった家がたくさんあった。「宅が有っても」というのは、溶岩に飲み込まれなくて残った家もあったということですが、そこへ行ってみますと、人はおらず空き家になっている。災害に巻き込まれて死んでしまったのか、あるいはどこかへ逃げて行ってしまったのか。とにかく村全体がもぬけの殻の状態になっていて、その数は記しがたい、というのです。そして、二つの海一本栖と割の海一よりも東にまた湖があって、その名を河口の海という。これは、河口湖の史料上の初見だと思いますが、火焰は東方の河口の海にも向かって行った。この時の溶岩は河口湖にまで迫ったのですね。本栖や割の海が焼け埋もれるよりも前に、大きな地震と激しい雷雨があって、雲霧で暗くなり、山野の区別もつかない状態になっている間に、この災害があった。こういう報告がなされたのです。

このように、被災自体のリアルタイムの報告というのは、駿河側の報告と甲斐の報告の二つでありますけれども、基本的にその語る状況は一致しております。ニュースソースは、それぞれ別々の観察結果にもとづくものだと思いますが、ほぼ同じような内容ですから、かなり実態に近いものなのだろうと思います。甲斐の方が若干詳しいわけですが……。この二つが、貞観噴火にかかわる最も信頼のおける記述ということになります。ですから、これを自然科学的にどういうふうに解釈するのか、考古学の立場からどういうふうに解釈していくのが問題になろうかと思えます。

4 浅間名神への鎮謝と甲斐国での神祠の創建

ところで、貞観の噴火については、もう一つ、非常に変わった記事と申しましょうか、面白い史料があります。この翌年なのですけれども、浅間明神の新しい神社を甲斐国の方にも創ろうという動きがありまして、これが先ほど申し上げましたように、どうやらこの頃から、甲斐国が富士山に積極的にかかわるようになる、言い方を変えますと、富士山は甲斐国の山でもあるのだという認識が生まれてくる兆しだとも思うのですけれども、神様のお祀りに関する記事が出てくるのです。

先ほど申しましたように、貞観6年の5月と7月に、駿河・甲斐からそれぞれ報告があったわけですが、このうち甲斐から報告があった翌月、すなわち8月5日に、朝廷が

甲斐国に以下のことを命令したという記事があります。「駿河国富士山」—この段階でも相変わらず駿河国の富士山と言っているわけですが—の噴火を彼の国＝駿河国が言上してきた。そこで「亀卜」、これは延暦の噴火の時の「卜筮」と一緒でして、神祇官の卜部に占わせたのだと思います。その「亀卜」によると、「浅間名神」—富士山の神様です—の禰宜や祝らが「斎敬」に勤めなかったからであるという結果が出た。要するに、駿河国富士郡の浅間神祠でのお祀りが不十分なので神様が怒ったという占いの結果だった。そこで駿河国に対して「鎮謝」すべきことをすでに下知したというのです。このように、駿河国へはしっかり祀るよう伝えてあるのだけれども、甲斐国においても同じように、富士山の神様＝浅間大神をお祀りしなさいという命令がありました。幣を奉ってそれで神様に謝りなさい、謝罪するお祀りをしなさいという命令が、8月の時点で出ているわけです。

おそらく、この命令を実施する過程で、甲斐国が富士山の祭祀に積極的に乗り出してくる。翌年にかけて、地元や中央政界では非常にいろいろな動きがあったと思われるのですが、それを示すのが『日本三代実録』貞観7年12月9日条です。⑦に関係する部分を載せておきました。これは天皇の勅です。当時の天皇は清和天皇ですね。清和天皇のミコトノリによって、以下のことを命令したというのです。甲斐国八代郡に、新たに浅間明神祠を立て、それを官社—中央政府が国家的な祭祀の対象とすることを認定した神社のことです—に列して、正式な神官＝神職として祝と禰宜を置いて、時にしたがって祀らせるようにした。これが勅の要約になります。そして、こういう命令が出た背景というものを、この勅は以下に長々と引用しているのですが、それによりますと、そもそもの発端になったのは、これより先、彼の国司、つまり甲斐の国司が都に以下のように言上したことでした。去年、八代郡が暴風と大雨に見舞われた。雲霧であたりが暗くなり、山野の区別もつかなくなりました。「駿河国富士大山」の西の峯から、急に熾火、つまり閃光が走って、巖谷を焼き砕きました。それについて、今年になって、八代郡の擬大領無位伴真貞—八代郡の行政に携わっている有力者で、擬大領がどういうものであるかはあとで説明します—に「託宣」のことがあった。つまり、浅間大神が突然この真貞に乗り移って、いわゆるトランス状態と言いますか、神がかりの状態になって、神の

言葉を伝えたというのです。その言葉によると、私は浅間明神であり、この国（甲斐国）による齋祭さいさいを得たいと欲しており、駿河だけではなくて、甲斐にも祀ってほしいと願っている。そのため、この頃「国の吏」＝国の行政官である甲斐の国司たちに気づかせるために、いろいろな災害を起こして、百姓ひやくせいを病死させたりしているというのです。けれども未だに気づき悟ることがない。そのためにこの恠かい、こういった託宣をするような超常現象を起こした。早く神社を定めて、祝・禰宜を任じて、潔齋けっさいのうえ奉祭するようにせよ、とのことでした。つまり、早く八代郡にも浅間明神を祀る神社を創り、祝・禰宜を定めて、駿河側と同じように祀らせるようにという託宣が、八代郡の擬大領の伴真貞という人に下ったわけです。真貞の身体は、ある時は伸びて8尺になったといっています。1尺を30センチとしますと、2メートル40センチですね。ある時は縮んで2尺になった。60センチですから、子どもみたいな身長ですね。長くなったり、短くなったりしながら、こうした言葉を吐露しました。国司が卜筮させたところ、つまり甲斐国でも占いをさせましたら、その内容は託宣と同じでした。そこで、明神の願いによって、真貞を祝とし、同郡＝八代郡の人である伴秋吉とものおきよしを禰宜にして、八代郡家の南やしろくうけに神宮を建て、つまり八代郡の役所である郡家の南の方に、新たに浅間神祠を建てて、まさに鎮謝をしようとしている。けれども、「異火いかの変」＝噴火ですね、これが今になっても止みません。そこで現地に使者を遣わして検察させた。要するに溶岩災害が起こった現地に国司が使者を派遣して視察させたわけですね。そうしますと、剗の海が1,000町ばかり埋まっており、これを仰ぎ見ると、真ん中の最も高い頂に社宮が飾り造られていました。これは人のなせる業ではない。溶岩の石で社が造ってあった。垣が四隅ににあり、丹や青の石で建てられ、その四面の石の高さは1丈8尺ばかり、広さは3尺、厚さは1尺余りで、立石たていしの門があつて、そこから1尺離れた内側に一重の高閣がありました。全て石で構え営まれていて、彩色が美麗であることは、言葉に表せません。望み請うらくは、この社宮を齋祭して、兼ねて官社に預らせていただきたい、とあります。八代郡家の南に造った神社とは別に、溶岩の上に石造りの社が、何だかわからないけれども建っていて、それを合わせて官社ということにしてお祀りさせてほしいという申し出があつて、天皇の勅はこれに従えとのことであつたといっていますから、まとめて許可されたというわ

けです。

ここで若干注釈を加えておきます。まず官社です。これは何かと申しますと、神祇官—いわゆる二官八省のうち、太政官と並んで神^{かみまつり}祭を担当する最高の役所です—が、全国の有力な神社のリストを持っておりまして、これを神^{じんみょうちょう}名帳というのですけれども、神祇官の神名帳に搭載されている神社でありまして、これが毎年6月に祈^{としごいのまつり}年祭というのを行います。その時に政府がこれらの神社に幣^{みてぐら}という繊維製品、神さまへの捧げものを配るわけです。これを班^{はんべい}幣といいます。全国の神社にお供えするわけですね。神祇官から直接幣^{へいもつ}物が行くのを官^{かんべい}幣、国司が代わってやるのを国^{こくへい}幣と、それぞれいいます。この制度は近代以降に復活しまして、今でもちょっと古い神社に行きますと、官幣大社とか、国幣中社とかいった社格が、石に刻んで立っていることがあります。あれのもとになった制度です。ですから、官社といえますのは、国家から直々に一建前上は天皇からということになりますが、幣が配られるというわけですから、社格が高い有力な神社ということになります。国家公認の神社ということですね。官社でない神社というのも、全国にはたくさんあるわけですから、いきなり官社にしてほしいというのは、手続きを飛び越えたといいたいまいしょうか、かなり高望みなのですけれども、この場合はそれが一気に認められてしまったということです。

次に擬大領です。擬^{ぎにんぐんじ}任郡司といまして、国司が勝手に任命した郡司のことです。郡司と申しますのは、大領・小領・主政・主帳という四等官から構成されていまして、郡の大領というのが、郡の長官なのです。郡司の任命権といえますのは、本来は中央政府がもっていたのですけれども、平安時代になりますと、国司が勝手に擬任郡司というのを任命して、郡の仕事をさせるようになります。この伴真貞というのも、擬大領とありますから、正式の八代郡の大領と同格のものに国司が勝手に任じて働かせているという、そういう状態の八代郡の有力者であったわけです。擬任郡司といえますのは、その任命権を国司がもっていますから、中央が任命した郡司にくらべますと、国司との結びつきが強い。場合によっては成り上がりと言いたいまいしょうか……。一般の郡司の方は、名門の先祖をもつ、代々^{くにのみやつこ}国造だといった、そういう名家でないとなれないところがあるわけですが、擬任郡司というのは、平安時代以降の新興豪族みたいなのが、国司に取り入

って任命してもらって、地域政治に参入していった。ですから、この伴真貞という人も、おそらくそういう人だと思われませんが、そういう擬大領の伴真貞というのが、突然浅間大神の託宣をうけたということになります。

真貞と一緒に禰宜になったのは、伴秋吉という人です。この人については手がかりがありませんが、同じ「伴」という氏ですから、おそらく同族なのだと思います。新興豪族と思われる伴真貞の一族で、この伴一族が祭祀権を握っている新しい神社として、新しい浅間神社が八代郡に創られたということですね。それから、真貞の託宣の様子ですが、身長が伸びたり縮んだりしたというのは、現実にはありえませんよね。これは虚偽、ウソだと思います。それから、溶岩の上にできたという石造の社も、これについて書いた論文などを見ますと、本当のことであることを前提に論じていらっしゃる方もありますが、私は、これについてもウソではないかと思えます。噴火がまだ続いているような状態で、はたして溶岩流の上に人が乗る、そんなことが、どのくらい安全にできるのかという疑問がありますし、史料そのものも言うように、溶岩流の上に石で社殿を造るというのも、人がなせる業ではありません。行ってみたらいつのまにか溶岩の上にあつたなどというのは、これは実際にはとてもおこりえないことですから、真貞の身体が伸び縮みしたということとたぶん一続きの話で、溶岩の上に知らない間に石造りの社が建っていたというのも、虚偽に基づく報告だと判断されます。つまり、こうした虚偽の報告に基づいて官社が認められてしまったことになるわけです。

八代郡家の南に建てられた神宮というのは何なのかということですが、先ほど申しました『延喜式』の神名帳によると、八代郡には官社が六つあり、そのなかに浅間神社というものが見えるので、これを指していることはまず間違いありません。これが現在のどの神社であるかということにつきましては、いろいろな説があるわけですが、最近では富士河口湖町の河口の地にある河口浅間神社であるとする説が有力でして、私も現状ではこれがいちばん有力なのではないかと思えます。古代においては、河口湖周辺も八代郡に属した可能性があることについては、先ほど申しました。

それから、噴火の状況ですが、貞観6年の5月とか7月の記述を見ますと、東の河口湖から西の本栖湖にかけての地域の集落というのは、この段階では八代郡の管下のいず

れかの郷一何郷かはわかりませんが一に属していたと考えられます。それで、現在の河口浅間神社について見てみます。③の地図をご覧ください。東海道の甲斐路の沿線に置かれた河口駅一河口湖の東岸のどこかにあったと思われるのですが一と関係する可能性が高い西川遺跡という遺跡があります。地図中のNo.15です。これと旧鎌倉街道＝御坂路を挟んで反対側にあるNo.16が河口浅間神社です。東海道の甲斐路とも非常に近い位置関係にあるといえます。次に、郡家の南という点についてです。八代郡家から富士五湖方面、今の郡内ですね、ここに行くには御坂路を使ったはずですが、正確には南という方角ではないですけれども、大まかな方位としては南と言えるでしょう。八代郡家から郡内方面に行くには、御坂路を南に下っていくこととなりますから、下っていた御坂路の沿線にある神社のことを郡家の南というのは、表現としてはごく自然なことであります。さらに、位置的にも富士山が望め、かつ河口湖を見下ろすような場所にありますので、溶岩流が河口湖にまで迫ってきて、ひょっとしたら御坂路にも影響があるかもしれないというところで、それを鎮めるために建てたという創建の目的を考えても、現時点ではいざいざ可能性があるだろうと私は思っております。

それで、この話の背景なのですから、貞観年間を中心とする9世紀の後半というのは、甲斐国に限らず、地方の神社が中央政府に「うちはこのいい神社ですから」と申し出て、「官社にしてください」と申請するケースが非常にたくさんあって、官社の数がどんどん増えていった、そういう時期にあたります。それからもう一つ、神階奉授というのですが、平安時代になると、神さまが以前より増して人格化してきまして、「うちの神さまに位をください」という申請もよく行われた。中央政府もそれに応えるかたちで、地方の神社を格付けしていきまして、地方の神さまというのを序列化して行って、統制していこうとする、そういう時期なのです。いっぽうで、政治的に申しますと、擬任郡司制などを通じて、国司が勝手に地元の豪族を手なづけて行って、地域支配を強化してゆく時期にあたっています。それが神さまのお祀りなどと結びつくと、たぶんこの事例のようなことになる。つまり、伴真貞のような新興豪族が、国司と私的に結びついて一ちなみにこのときの国司は橘末茂^{たちばなのすえしげ}という人ですが一、自分のところが祀っている神さまを、何とか中央に認めてもらって、官社にしてもらおうとか、社格を上げてもら

うとかといったことを画策する。この当時、地方の神社にとって、その地位を中央政府に認めてもらったり、官社になったりするというのは、たいへんな利点があったのです。神社の田などがあつたりすると、それには国司が手を出せないとか、いろいろな意味で特権を認めてもらえた。それから、禰宜や祝というのも、国家が任命した神職ですから、これにもなかなか逆らえないということになります。中央政府の認可を得るといのは、地域支配にとって非常に大きなことなのですね。ですから、八代郡のこの一件というのは、富士山の噴火という非常な激甚災害が、八代郡の豪族と、それと何らかの形で結んだ国司によって、おそらく政治的に利用されたものなのだと考えられます。伴真貞一族が一本拠地はおそらく国中にあつたと思いますが、八代郡家の南の河口の辺りに神社を創って、そこの神職になるというのは、おそらく勢力を郡内方面に広げていくことになったでしょうし、甲斐国としても、それを梃子にして、富士山というのは甲斐の山なのだとすることにして、御坂峠の南の方に支配を広げていくうえでの非常に大きい口実と言いますか、ある種のきっかけになったのだらうと考えます。

それから先ほど、甲斐国からの申請は、どう考えても虚偽報告だと思われると申しました。身長が伸び縮みしたとか、知らない間に溶岩の上に神社が建つたとか、どう考えたってこれらはある得ないことで、都の人々もあり得ないと思つたはずなのですが、真偽を確認するための使いが都から派遣されることもないまま、地元からの報告がそのまま勅に引用されて、しかも『日本三代実録』という国家が編纂した正史に堂々と載つているのはどうということかと申しますと、虚偽があることを承知のうえで、これを認めたということです。多くの人がこれはウソだ、でっち上げだと思つたけれども、これはたぶん最近はやりの「忖度」ですね。神祇官ですとか、太政官の公卿たちがみんな忖度して、場合によっては天皇さえもが忖度させられて、認可が出たということです。

八代郡に新たに創つた浅間神祠が官社として認可されるかどうかは、伴真貞ですとか、国司にとっては、たいへん重要なことでした。官社として認可されれば、いろんな利益が自分たちの懐に入つてきたのだと思います。おそらく国司が、藤原北家の政治家、この時期ですと最高権力者は藤原基経ですから、たとえば基経に賄賂を贈るとかですね。末茂自身が基経の家司けいしであつたりとか一摂関時代でしたら、そういう例はいくらでもあ

るのですが、この場合は9世紀ということで、あまり史料がなくてよくわかりませんが、
れども一、ともかく中央政界との何らかの人脈でそういう運動をして認めさせたのだら
う。みなウソだとわかっていながら、お互いに付度して認めさせた、そういうことでは
ないかと私は思っています。認可してもらうことが決定的に重要だったわけです。現代
の森友ですとか、加計の問題と一緒になのです。真貞さんというのが、一宮の浅間神社の
神職さんのご先祖だということになっておりますので、こんな言い方をしますと叱られ
そうですけれども、地域政治なんていうものは元来そういうもので、神さまをめぐる問
題というのも、政治によく利用される。激甚災害が、こういう形で地域政治に利用され
ていったわけです。

時間が迫っていますから、先を急ぎます。『日本三代実録』貞観7年12月20日条に、
さらに甲斐国に対して、山梨郡にも、八代郡と同様に浅間明神を祀らせるという簡単な
記事があります。ただ、先ほど申し上げました『延喜式』の神名帳では、山梨郡には浅
間神社はありません。だから、これは官社にはならなかった。『日本三代実録』にも官
社になったとは書かれておりません。では、この神社は今のどの神社かという話なので
すが、これについても諸説があります。一般的には、笛吹市一之宮の一宮さん、一宮浅
間神社であろうと言われています。ただ、富士山との関係で申しますと、ご承知のよう
に、あそこからは富士山が見えません。富士山をお祀りする神社が、なぜあそこにある
のかという疑問がでてまいります。後付けで、後から創ったということですから、いい
のかもしれませんが……。このように、浅間神社の割には、富士山が見えないじゃない
かという話になるわけではありますが、一応、今の通説では、一之宮の浅間神社だとい
うことになっています。なお、諸国の神社における一宮、二宮、三宮といった社格は、
貞観噴火の時代からはかなり後の、12世紀ごろに成立したと考えられています。

それから、これまた先ほどお話した都良香の「富士山記」にも、貞観の噴火に関連す
る話があります。「又貞観十七年十一月五日に、吏民^{ふる}旧^よきに仍りて祭を致す。日午^{ひる}に加
えて天甚だ美しく晴る。仰ぎて山の峯^みを觀るに、白衣の美女二人有り、山の嶺^{いただき}の上^にに双
び舞う。嶺を去ること一尺余、土人^{くにびと}共に見きと、古老伝えて云う。」とあるものです。
貞観17年ですから、浅間神祠ができてちょうど10年後ということになります。おそら

くこれは、10年ひと区切りで、十年祭という考え方が当時あったかどうかは定かではありませんが、災害とか、神社を創ってから10年経ったので、改めて神様をお迎えしましょうということではなかったかと考えます。「旧きに仍りて」とありますから、毎年やっていたようなお祭りではないのでしょうか。最初神社を創ったときには盛大にお祭りをやったものの、以後は途絶えていたものを、10年後に再び何らかの形でやったという記録が残っていて、それが「富士山記」という文学作品の素材の一つになったということです。祭の場所がどこであったのかも、ここからはわかりませんが、富士山が見えるところでやったことは、まず間違いないだろうと思います。

5 東海道甲斐路（御坂路）への影響の有無

最後に貞観噴火の影響をどう見るかという話です。延暦の噴火は、交通路に影響があったわけですが、貞観の噴火はどうかということです。最初に掲げました『山梨県史』所載の「正倉院文書」は、奈良時代に甲斐国と都との往来が、基本的に御坂路を通り、駿河経由の東海道を使って行われていたことを示すため挙げたものですので、ここではとばしていただいて構いません。

重要なのは、次の『類聚三代格』所収の太政官符です。これは貞観13年（871）に、参河国—東海道の所属です—から中央政府に対して申し出があつて、甲斐国と武蔵国—これもどちらも東海道です—両国の貢馬使、つまり馬を都へ運ぶ使いが、本来は使つてはいけない馬を地元から徴発してやりたい放題やっているので、そういうことは止めさせてくれということを書いてきたので、止めさせましたよ、という史料です。これのどこに注目するかと申しますと、東海道の参河が訴えているという点です。甲斐も武蔵も東海道ですから、甲斐や武蔵の使いが、参河で悪さをしているということは、この段階において、甲斐の馬を都へ運ぶ貢馬使が、東海道を使つていたということになります。この命令が出たのが貞観13年でして、問題が生じたのはたぶんこれより前のことでしょう。噴火から少なくとも6年後には東海道を使つていたということが確認できるわけです。それ以前はわかりませんが……。したがって、貞観噴火がどういう影響を東海道や御坂路に与えたかということは、文献からははっきりとはわからないとい

うこととなります。

貞観の噴火からは話がそれてしまいますが、たとえばその次の10世紀の承平の噴火、承平7年(937)の噴火を見てみましょう。これは史料の上では非常に簡単な記述しかありませんが、甲斐国から以下のような報告がありました。「甲斐国^{もう}言す。駿河国富士山に神火あり、水海を埋む。」とあります(『日本紀略』)。どの湖か書いていないのが悩ましいのですが、溶岩が湖を埋めたという、ごく簡単な記述があります。これが仮に剣丸尾溶岩流だとしますと、御坂路にひっかかっている可能性がありまして、御坂路が通行不能になっている可能性が出てきます。ところが文献的に見ますと、翌年(天慶元年)の甲斐国の^{こまひき}駒牽はまったく問題なく行われています(『本朝世紀』)。駒牽と申しますのは、ご承知のように、甲斐国の馬を都に運んでいって、天皇に見せるという儀式なのですが、翌年天慶元年に、駒牽を普通にやっているということは、御坂路は普通に使っていたという話になります。実は私は、以前、駒牽の記事から、甲斐国と周辺地域の交通状況を調べることができないかと考えたことがあります。しかし、これがなかなかむずかしいのです。甲斐から都に上るのは、基本的には御坂路を経て東海道を使ったはずですが、先にも申し上げたように、甲斐の場合は、いざとなれば東山道を使って都に上ることも不可能ではありません。この場合は、御坂路の交通の可否の問題と、貢馬のルートとして、東海道と東山道のどちらが用いられたかという問題、この両者をどのように突き合わせて考えるのが問題になるわけです。

おわりに

貞観の噴火もそうなのですが、噴火というのは周辺地域の交通に影響しますので、その辺をどういふふうに見積もるかということで、問題は最初の話にもどってくるわけです。そのあたりを含めて、これ以後のご報告によって、いろいろ教えていただきたいと思う次第です。

5分でしょうか、いや6分超過しましたが、ここで終わらせていただきます。ありがとうございました。